

鏡石町内に空き家をお持ちの方

# 鏡石町空き家バンク



## 空き家情報募集中！

### 空き家バンクとは？

鏡石町内にある空き家の売却や賃貸を希望する物件所有者から、物件の情報を町に登録していただき、町ホームページ等へ掲載して利用を希望する方へ情報を提供する制度です。

(URL <https://www.town.kagamiishi.fukushima.jp/>)



町ホームページの情報はモバイル端末からご覧いただけます。

### 鏡石町空き家バンクの流れ

～空き家を売りたい・貸したい方は～

#### 1. 相談

空き家の売却・賃貸を希望される方は、町総務課へご相談ください。家屋の状況について確認させていただきます。

#### 2. 空き家物件の登録申込

登録申込書、誓約書等を、町総務課に提出してください。

#### 3. 現地確認

町職員又は町と協定を締結している宅建協会が現地確認のため、物件の中の様子を確認（写真撮影）させていただきますので、立会いをお願いします。

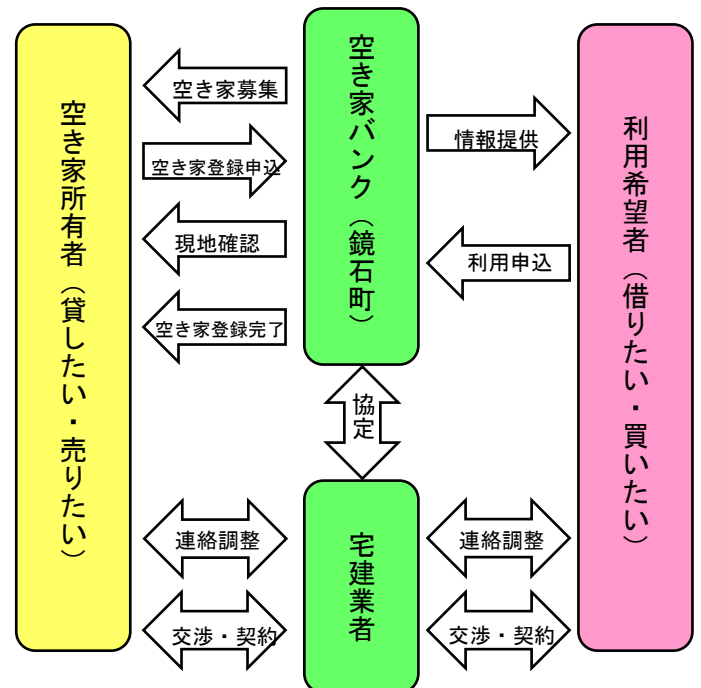
#### 4. 空き家バンク登録

現地確認後、町ホームページ等に物件の情報と写真を掲載し、情報提供を行います。

#### 5. 物件の交渉

利用希望者より交渉の申込みがありましたら、町と協定を締結している宅建協会から選出された不動産業者を仲介として交渉していただきます。（契約成立の際は手数料が発生します。）

### ★空き家バンクのイメージ図★



### 【お問い合わせ先】

鏡石町役場 総務課 まちづくり調整グループ  
〒969-0492 福島県岩瀬郡鏡石町不時沼345番地  
電話 0248-62-2117 FAX0248-62-6553  
メールアドレス somu@town.kagamiishi.lg.jp



# 空き家利活用のための各種制度

鏡石町では、空き家の有効活用、流通の促進を図り、移住・定住につなげるため、空き家に定住する方が行う改修工事費用及び空き家に残された家財道具等の処分費用に対し一部助成いたします。なお、工事等の着工の前に申請が必要となりますのでご注意ください。

## 鏡石町空き家改修事業等補助金制度について

### I 空き家改修費補助事業

#### 【補助対象者】

- ① 空き家の定住者（5年以上居住すること）
- ② 町内会に加入し、地域活性化の推進に協力する方
- ③ 町税等に滞納がない方



#### 【補助対象要件】

- ① 鏡石町空き家バンクに登録された物件であること
- ② 売買契約及び賃貸契約が締結された物件又は売買若しくは賃貸借の同意が得られた物件であること
- ③ 年度内に改修及び実績報告が完了すること
- ④ 居住部分に係る改修工事であること（経費が20万円以上）

※対象外経費：外構工事、車庫・倉庫の改修、合併浄化槽設置、太陽光発電システム設置等

#### 【補助限度額】

- 1家屋につき補助限度額 20万円
- ・子育て世帯（中学生以下の子どもがいる世帯） 10万円加算
  - ・町内施工業者による改修工事の場合 10万円加算
- ※補助対象経費の2分の1

### II 空き家家財道具処分費補助事業

#### 【補助対象者】

I ①～③同じ

#### 【補助対象要件】

I ①～②同じ

- ③ 年度内に処分及び実績報告が完了すること
- ④ 居住部分に係る家財道具の処分であること（経費が5万円以上）

※対象外経費：空き家の取得後に持ち込まれた物品、家電リサイクル対象品処分等



#### 【補助限度額】

1家屋につき補助限度額 5万円 ※補助対象経費の2分の1

### 〈鏡石町空き家バンク制度及び各種補助制度のお問い合わせ〉

鏡石町役場 総務課 まちづくり調整グループ（〒969-0492 福島県岩瀬郡鏡石町不時沼345番地）  
電話：0248-62-2117 FAX：0248-62-6553 メールアドレス：somu@town.kagamiishi.lg.jp